

○ 施設機械設備点検・整備業務共通仕様書の制定について（令和4年9月27日 農計第397号 農林水産部長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>施設機械設備点検・整備業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 （略）</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 1～25 （略） <u>26 「連絡」とは、監督職員と受注者又は管理技術者の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。</u> 27～42 （略）</p> <p>第1-3条 ～ 第1-5条 （略）</p> <p>第1-6条 管理技術者 1～3 （略） 4 受注者が管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。 5～6 （略） <u>7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第1-7条 ～ 第1-11条 （略）</p>	<p>施設機械設備点検・整備業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 （略）</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 1～25 （略） （新設） 26～41 （略）</p> <p>第1-3条 ～ 第1-5条 （略）</p> <p>第1-6条 管理技術者 1～3 （略） 4 受注者が管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に<u>書面をもって</u>報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。 5～6 （略） （新設）</p> <p>第1-7条 ～ 第1-11条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>第1-12条 建設副産物</p> <p><u>1 マニフェスト</u> <u>受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される業務に当たっては、建設発生土は搬出帳票産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 法令遵守</u> <u>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</u></p> <p><u>3 再生資源利用計画</u> <u>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を履行場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、業務計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</u> <u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>4 再生資源利用促進計画</u> <u>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を履行現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、業務計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</u> <u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>5 実施書の提出</u> <u>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>第1-13条 ～ 第1-20条 （略）</p> <p>第1-21条 臨機の措置</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 受注者は、業務の実施中において、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、<u>直ち</u>に監督職員に<u>連絡</u>するものとする。<u>また</u>、復旧作業を行った場合は、<u>速やか</u>にその状況及び措置内容を監督職員に報告するとともに原因調査を行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第1-22条 ～ 第1-27条 （略）</p>	<p>第1-12条 建設副産物</p> <p><u>受注者は、産業廃棄物が搬出される業務の実施に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>第1-13条 ～ 第1-20条 （略）</p> <p>第1-21条 臨機の措置</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 受注者は、業務の実施中において、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、<u>速やか</u>に監督職員に<u>報告</u>するものとする。<u>ただし</u>、<u>緊急を要する場合は</u>、復旧作業を行った<u>後</u>、<u>直ち</u>にその状況及び措置内容を監督職員に報告するとともに原因調査を行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第1-22条 ～ 第1-27条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>第1-28条 業務の一時中止 1～3 (略)</p> <p>第1-29条 ～ 第1-33条 (略)</p> <p>第1-34条 安全等の確保 1 (略) 2 受注者は、業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電・墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。<u>なお、点検のための作業床が無いなど安全確保が困難な場合は、適切な安全対策の実施について監督職員と協議するものとする。</u> 3～5 (略) 6 受注者は、業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u> 7～10 (略)</p> <p>第1-35条 ～ 第1-37条 (略)</p> <p>第1-38条 保険加入の義務 1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2 <u>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>第1-39条 環境負荷低減への取組 <u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。</u> 1 <u>オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u> 2 <u>プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u> 3 <u>環境負荷低減に配慮した物品の調達</u> 4 <u>みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p>	<p>第1-28条 業務の一時停止 1～3 (略)</p> <p>第1-29条 ～ 第1-33条 (略)</p> <p>第1-34条 安全等の確保 1 (略) 2 受注者は、業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電・墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。 3～5 (略) 6 受注者は、業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) (略) (新設) 7～10 (略)</p> <p>第1-35条 ～ 第1-37条 (略)</p> <p>第1-38条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 (新設)</p>

改正後	改正前
<p>第1-40条 (略)</p> <p>第1-41条 業務の情報共有化 <u>受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</u> <u>なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。</u></p> <p>第1-42条 石綿使用の有無 <u>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修作業を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の業務にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u></p> <p>第2章 施設機械設備点検・整備 (略)</p> <p>施設機械設備点検・整備業務共通仕様書に係る提出書類参考書式 (略)</p>	<p>第1-39条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 施設機械設備点検・整備 (略)</p> <p>施設機械設備点検・整備業務共通仕様書に係る提出書類参考書式 (略)</p>

